解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

神戸市中央区坂口通二丁目一番一号

特定非営利活動法人兵庫県介護支援専門員協会

清算人　森上　淑美

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

兵庫県神崎郡福崎町西田原一〇三八番地の一二

財団法人柳田國男・松岡家顕彰会

清算人　嶋田　正義

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

兵庫県姫路市安富町栃原一二〇番地

財団法人栃原愛護会

代表清算人　藪下　信悟

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

広島県尾道市新浜一丁目七番三四号

財団法人尾道交通安全協会

清算人　大崎　賢二

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月八日江別市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

江別市ゆめみ野南町二七番地の三

江別市上江別南土地区画整理組合

代表清算人　星　清二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月八日開催の臨時総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

岩手県盛岡市菜園一丁目一二番一〇号

社団法人岩手県雇用開発協会

代表清算人　高橋　俊彦

解散公告（第二回）

当法人は、定款の規定により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

茨城県つくば市千現二丁目一番六

財団法人林業科学技術振興所

代表清算人　金谷　紀行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三日開催の総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

栃木県宇都宮市本町一二番一一号栃木会館四階

社団法人栃木県雇用開発協会

清算人　齋藤　文男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

群馬県前橋市大手町二丁目六番一七号

社団法人群馬県雇用開発協会

代表清算人　児玉　三郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日寄附行為の規定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

東京都中央区新川二丁目一五番七号

財団法人労働法令協会

清算人　氣賀澤克己

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

石川県金沢市鞍月五丁目一八一

社団法人石川県雇用支援協会

清算人　菱沼　捷二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

静岡県静岡市駿河区谷田二三番二〇号

財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所

代表清算人　安倍　徹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月十八日開催の臨時総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

滋賀県草津市青地町一〇八六番地

職業訓練法人湖南地域職業訓練協会

清算人　橋川　渉

（連絡先　滋賀県草津市草津三丁目一三番三〇号　草津市産業振興部産業労政課）

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

大阪市中央区久太郎町四丁目一番一一号真宗大谷派難波別院内

財団法人真宗大谷派難波別院維持財団

代表清算人　岩田宗之助

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

広島市中区基町九番三二号

財団法人広島市水道サービス公社

代表清算人　小坂　猛彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月一日開催の社員総会の決議により、平成二十三年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

広島市中区八丁堀一六番一四号

社団法人広島県雇用開発協会

代表清算人　青山　宜博

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月五日

香川県高松市福岡町二丁目三番二号

財団法人香川県自治協会

代表清算人　岡田　好平